

○札幌市円山動物園管理規則

昭和 32 年 4 月 18 日規則第 27 号

〔注〕平成 28 年 2 月から改正経過を注記した。

札幌市円山動物園管理規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、円山動物園の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔令和 3 年規則 18 号〕

(開園時間及び休園日)

**第 2 条** 動物園（円山動物園のうち駐車場を除く部分をいう。次条から第 7 条までにおいて同じ。）の開園時間及び休園日は、次表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

開園時間	(1) 3 月 1 日から 10 月 31 日までは、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (2) 11 月 1 日から翌年の 2 月末日までは、午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
休園日	(1) 毎月の第 2 水曜日（8 月にあつては、第 1 水曜日）及び第 4 水曜日（これらの水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、当該水曜日後最初に到来する同法に規定する休日以外の日） (2) 4 月中及び 11 月中の市長が別に定める月曜日から連続する 5 日間 (3) 12 月 29 日から同月 31 日まで

一部改正〔平成 28 年規則 3 号・令和 2 年 15 号・3 年 18 号〕

(入園券)

**第 3 条** 動物園に入園しようとする者は、市長に申し込み、入園券の交付を受けなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、入園券の交付を受けずに入園することができる。

2 入園券の種類、様式その他入園券の発行及び取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(入園の拒絶等)

**第 4 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、動物園の入園を拒絶し、又は退園させることができる。

- (1) 泥酔者、病人及び保護者の付かない幼児
- (2) 騒音若しくは大声を発し、又は非常に不潔な服装をしている者
- (3) 動物を引き連れ、又は他人の迷惑となるような物品を所持している者
- (4) 棒、石その他のものにより動物に危害を加える者又はそのおそれのある者
- (5) その他円山動物園長が動物園の管理運営上支障があると認める者

一部改正〔平成28年規則3号・令和3年18号〕

(立入の制限)

**第5条** 市長は、動物園の管理上必要と認めるときは、園内の一部について立入りを制限し、又は禁止することができる。

(販売行為等の禁止)

**第6条** 動物園の入園者は、動物園において物品の販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場の設置等の目的)

**第7条** 円山動物園の駐車場（以下「駐車場」という。）は、動物園その他動物園の周辺に所在する市の施設を利用する者の便宜を図ることを目的として設置し、管理するものとする。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場の使用の期間及び時間)

**第8条** 駐車場の使用の期間及び時間は、次表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休場日を設けることができる。

区分	使用の期間及び時間	
	期間	時間
駐車場として使用する場合	4月21日から10月31日まで (競技場として使用される日を除く。)	午前9時から午後5時30分まで
競技場として使用する場合	4月29日から10月15日まで (駐車場として使用される日を除く。)	1) 4月29日から8月31日までは、午前8時30分から午後7時まで 2) 9月1日から10月15日までは、午前8時30分から午後6時まで

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場の拒絶)

**第9条** 市長は、駐車場に駐車させようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒絶することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載している場合
- (2) 他の自動車の駐りに支障となる荷物又は動物を積載している場合
- (3) その他駐車場の管理運営上支障があると認める場合

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場における遵守事項等)

**第10条** 駐車場を使用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示又は標識に従い、自動車を駐車させること。

- (2) 他の自動車の駐車を妨げないこと。
- (3) その他駐車場の管理運営上支障を及ぼす行為を行わないこと。

2 第6条の規定は、駐車場を使用しようとする者について準用する。この場合において、同条中「動物園において」とあるのは、「駐車場において」と読み替えるものとする。

追加〔令和3年規則18号〕

(退去命令)

**第11条** 市長は、駐車場を使用する者が前条第1項各号のいずれか又は同条第2項の規定により読み替えて準用する第6条の規定に違反する行為を行っているときと認めるときは、駐車場から退去することを命ずることができる。

追加〔令和3年規則18号〕

(休止)

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

追加〔令和3年規則18号〕

(損害賠償)

**第13条** 駐車場の設備を汚損し、破損し、又は滅失した者は、市長の命ずるところによりこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場内における損害についての責任)

**第14条** 駐車場内における次に掲げる損害について、市は一切その責めを負わない。

- (1) 自動車相互の接触又は衝突による損害
- (2) 第8条に規定する駐車場の使用の期間及び時間以外における自動車の事故、盗難等による損害
- (3) その他天災事変又は不可抗力による損害

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場を競技場として使用する場合の使用の承認等)

**第15条** 駐車場を競技場として使用することの承認（以下「使用承認」という。）を受けようとする者は、あらかじめ競技場使用承認申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 駐車場を競技場として使用するに当たって、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、使用承認を決定したときは、当該申請をした者に対し競技場使用承認書（様式2）を交付する。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車場を競技場として使用する場合の目的外使用等の禁止)

**第16条** 使用承認を受けた者は、駐車場を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車を競技場として使用する場合は使用の承認等)

**第17条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他市長が駐車の管理運営上支障があると認める場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認の条件を変更し、駐車の使用の停止を命じ、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 前項各号のいずれかに該当する場合
  - (2) 使用承認を受けた者が使用承認の条件に違反した場合
  - (3) 使用承認を受けた者が条例、札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号）又はこの規則に違反した場合
  - (4) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合
  - (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合
- 追加〔令和3年規則18号〕

(駐車を競技場として使用する場合は使用期間の制限)

**第18条** 駐車を競技場として使用する場合は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車を競技場として使用する場合はプログラム等の提出)

**第19条** 駐車を競技場として使用する場合において、体育競技大会その他これに類する催物のために使用しようとする者は、あらかじめそのプログラム等を作成し、市長に提出しなければならない。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車を競技場として使用する場合は遵守事項)

**第20条** 駐車を競技場として使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 駐車場内において、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、駐車を競技場として使用するに当たり、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 使用承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。

追加〔令和3年規則18号〕

(駐車を競技場として使用する場合は原状回復)

**第 21 条** 使用者は、駐車場の使用を終了したとき、又は第 17 条第 2 項の規定により駐車場の使用の停止を命じられ、若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

追加〔令和 3 年規則 18 号〕

(駐車場を競技場として使用する場合の職員の点検)

**第 22 条** 使用者は、前条第 1 項の規定により使用場所を返還するときは、職員の点検を受けなければならない。

追加〔令和 3 年規則 18 号〕

(委任)

**第 23 条** この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

一部改正〔令和 3 年規則 18 号〕

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 32 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 36 年規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年規則第 56 号)

省略

附 則 (平成 18 年規則第 57 号抄)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成 28 年規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規則第 15 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 18 号)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 札幌市都市公園条例の一部を改正する条例 (令和 2 年条例第 55 号) 附則第 2 項の規定により同条例の施行前において行われる使用承認等の手続、使用料の支払手続その他駐車場の供用するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。

様式 1

競技場使用承認申請書

年 月 日

(宛先)札幌市長

住所又は所在地  
 団 体 名  
 氏 名  
 (団体にあつては、  
 代表者の氏名)  
 電 話 番 号

下記のとおり施設の使用について申し込みます。

施 設 名				
使 用 目 的		使用予定人数	人	
入場料等の徴収の有無	有(1人当たり 円) ・ 無			
施 設	使 用 場 所	使 用 日	使 用 時 間	※使用料
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		※小 計		
備 付 物 件 等	物 件 名	使 用 日	使 用 時 間	※使用料
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		※小 計		

※使用料総額 円

物 品 販 売 の 有 無	有(販売する物) ・ 無			
特 別 設 備 の 設 置 等	物 件 名	規 格 ・ 数 量	搬 入 ( 設 置 ) 日 時	搬 出 ( 撤 去 ) 日 時
			年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで
			年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで
			年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで
			年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

追加 [令和3年規則18号]

様式 2

競技場使用承認書

承認番号

年 月 日

様

札幌市長

印

下記のとおり使用することを承認します。

施設名				
使用目的			使用予定人数	人
入場料等の徴収の有無	有(1人当たり 円) ・ 無			
施設	使用場所	使用日	使用時間	使用料
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
	小 計			円
備付物件等	物件名	使用日	使用時間	使用料
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
		年 月 日 ( )	～	円
	小 計			円

使用料総額 円

物品販売の有無	有(販売する物) ・ 無			
特別設備の設置等	物件名	規格・数量	搬入(設置)日時	搬出(撤去)日時
			年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
			年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
			年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
			年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

追加〔令和3年規則18号〕